

平成25年(ワ)第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 137名

被告 東京電力株式会社, 国

原告第60準備書面

(平成27年1月23日付求釈明に対する回答5)

平成27年3月20日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌



外

第1 求釈明1項(6)について

1 求釈明事項

原告らの本件事故は本件地震動だけでも発生するとの主張は、この訴訟においていかなる意味を持つのか、敷衍して説明されたい。冷却材喪失の原因となり、かつ、外部電源喪失にとどまらず、全交流電源喪失の原因を形成したと主張しているが、ここでいう外部電源喪失は、一時的なものにとどまらないという趣旨か、なぜ、本件地震動が単体で全交流電源喪失の原因を形成したというのか。

2 回答

本件原発では、本件地震動による配管破断の可能性が指摘されているところであるが(甲A1/204頁以下)、1か所で破断が生じていたとすれば、本件地震動は本件原発全体を襲ったのであるから、複数箇所が生じていた可能性を否定できない。

配管破断による冷却材喪失は、冷却機能の喪失と同時に、内部溢水による機

器の破損を生じさせる深刻な事象であり、原告らとしては、この問題を指摘しないわけにはいかない。

しかしながら、提訴の時点においては、更に本件原発内の破損状況の調査が進むことへの期待もあったが、現時点でも、本件原発内は未だ高濃度の放射性物質により汚染されており、内部の詳細な見分が実施されるには至っていない。したがって、本件地震動のみによって全交流電源喪失に至ったかは、立証上の問題である。

第2 求釈明1項(9)について

1 求釈明事項

地震対策に関する規制権限不行使は、本件原発における地震動の予見可能性を前提に、具体的に何を規制すべきということになるのか。

2 回答

基準地震動の見直しの指示と、それを前提とした耐震補強工事である。

第3 求釈明2項(1)について

1 求釈明事項

原告らは、シビアアクシデント自体を予見すべき対象と主張していると理解して良いか。否の場合、被告東電と被告国に対する請求に分けて、シビアアクシデント対策不備に関する原告ら主張の法的位置づけを明らかにされたい。

2 回答

シビアアクシデント対策に関する予見の対象は、「設計基準事象を大幅に超える事象により、設計段階で想定する手段では炉心の冷却等を行うことができなくなる状態」である。

後段の「否の場合」は、シビアアクシデント自体が予見の対象でない場合、予見可能性を前提とせずに過失あるいは規制権限不行使を論ずることができるのかという趣旨の求釈明と理解した。したがって、予見の対象を上記のとおり

り回答したので、後段については回答不要と思料する。

なお、求釈明の後段に関する裁判所の意図が上記と異なる場合は、更に求釈明をいただきたい。

第4 求釈明2項(2)アについて

1 求釈明事項

シビアアクシデントの発生を予見すべき対象と捉えることの可否について、それぞれの立場から主張されたい。

2 回答

シビアアクシデント対策に関する予見の対象は、「設計基準事象を大幅に超える事象により、設計段階で想定する手段では炉心の冷却等を行うことができなくなる状態」である。

設計基準は、基本的に、単一故障を想定し、そのバックアップ策を講ずるもので、同時に複数の故障が発生することまでは想定しないものであるので、当然、予見可能性はあり得ることになる。

第5 求釈明2項(2)イ(ア)について

1 求釈明事項

諸外国において、本件事故前にシビアアクシデントが発生した例（既に主張済みであれば、その主張を準備書面の番号及び頁により特定すれば足りる。以下同様）。

2 回答

(1) 炉心損傷に至ったシビアアクシデント

TMI原発事故及びチェルノブイリ原発事故が挙げられる（2013（平成25）年9月11日付訴状32頁など）。

また、上記2件以外にも、炉心損傷に至ったシビアアクシデントが多数回繰り返されてきたことは、炉心損傷事故一覧（甲A31の2）記載のとおり

である。なお、旧ソ連の事故は、西側諸国の知るところとなったもののみであり、これ以外にも存在した可能性はある。

(2) 炉心損傷に至らなかったシビアアクシデント

ブラウンス・フェリー原子力発電所（米国）の火災（1975（昭和50）年3月）、サリー原子力発電所（米国）の配管破断事故（1986（昭和61）年12月）、ブレイエ原子力発電所（仏国）の外部溢水事故（1999（平成11）年12月）、マドラス原発（印度）の外部溢水事故（2004（平成16）年12月）などがある。

ブラウンス・フェリー原発の火災事故は、1本のロウソクによる失火から始まった火災が数時間にわたって燃え続け、焼失面積約110㎡、安全系の機器に属するもの600本を含む1600本のケーブルが燃焼したシビアアクシデントであり、米国の商用原子力発電所で発生した事故の中ではTMI原発事故に次ぐ重大事象とされている（甲A30／34頁）。

サリー原発の配管破断事故は、配管破断から冷却材を喪失する一歩手前まで進展した事故である（甲A29－12／53頁）。

ブレイエ原発の外部溢水事故は、荒天でジロンド川が氾濫し、大量の河川水が建屋内に入った事故である（甲A30／40頁）。

マドラス原発の外部溢水事故は、スマトラ島沖地震津波に襲われ、非常用海水ポンプが運転不能になった事故である（2013（平成25）年9月1日付訴状30頁など）。

第6 求釈明事項2(2)イ（イ）について

1 求釈明事項

諸外国でシビアアクシデント対策が実施されている例及びその理由

2 回答

(1) フィルターベント

ア 実施状況など

スイスでは、1988（昭和63）年にフィルターベント設置義務化の規制指針が作成され、その最終版が1993年に法体系に取り入れられた。ミューレベルク原発を含む旧式の原子力発電所においても、規制指針の作成以降、各プラントの改造が行われ、1989（平成元）年から1993（平成5）年の間に実施された（平成26年12月15日付原告第40準備書面6頁）。

また、スウェーデン、フランス、ドイツなどの西欧諸国では、遅くとも1989（平成元）までに、ベントラインの下流にフィルターが設置されていた（甲A30／39頁）。

イ 理由

放射性物質を待機中に放出せざるを得ない状況になったときでも、待機中に放出する放射性物質を可及的に低減するためである。

なお、ヨーロッパは、大気中や河川に放射性物質が漏洩すると隣国にも影響する危険性が高く、外交問題にも発展しやすい等の理由から、非常に保守的な傾向があるようである。

(2) 独立非常用冷却設備（スイス）

ア 実施状況など

ミューレベルク原発では、1989（平成元）年、原子炉停止後の残留熱除去機能の改善などの目的で、特設非常用除熱システム（SUSAN）が設置された。その主要な一部を構成するのが独立非常用冷却設備である（前出原告第40準備書面7～8頁）。

また、ライブシュタット原発には、同じ時期に、同様の目的から、特設非常用除熱システム（こちらはSEHRと呼ばれる。）が設置されている（乙A4／8頁）。

イ 理由

スイスでは、当初、米国の規制や指針がそのまま導入され、その遵守が義務付けられていたところ、1979（昭和59）年のTMI原発事故を

受けて、安全対策の強化が図られ、1980年代後半には、米国から直輸入した規制等に加えて、火災や内部溢水などの共通原因による影響から原子炉を守るために設備の系統分離の強化等、独自の安全対策が進められた。

独立非常用冷却設備は、その一環として設置されたものである。

(3) エマージェンシープログラムの策定と避難訓練

ア 実施状況など

アメリカでは、1980（昭和60）年8月、NRC新緊急時規制を発表し、事故のシナリオに沿ってエマージェンシープログラムを策定し、それに従って自治体、住民が避難訓練を行うことが運転許可条件の重要な1つになった（甲A29-10/66頁以下）。

ショーラム原発は、建設工事完了直前まで進んだが、地元自治体が避難計画への参加を拒否した等の事情から、緊急時避難計画の実現が不可能であるとして、運転に至らなかった（甲29-36/44頁以下）。

イ 理由

TMI原発事故の翌年に規制要件として導入されており、TMI原発事故を受けてのシビアアクシデント対策とみられる。

アメリカでは、避難計画の実現が可能でなければ運転許可が与えられないという毅然とした規制が行われている。

(4) その他

上記は世界各国で取られているシビアアクシデント対策のごく一部であり、調査を進めれば枚挙にいとまがない。

例えば、アメリカでは、テロ対策として、各原発に施設の武装力も配備されているようである。

欧米諸国では、シビアアクシデント対策が規制要件化されているため、我が国のように「設計基準か、シビアアクシデント対策か」といった議論を緻密に行う実益が乏しいように思われる。

第7 求釈明事項2(2)イ(エ)について

1 求釈明事項

我が国の裁判所において、本件事故の発生までに、原子力発電に関する訴訟の中で、シビアアクシデントの発生が指摘された例の有無とある場合は、その指摘及び指摘に対する回答の各内容

2 回答

発見するに至らなかった。

以上